

令和5年第3回定例会

四 万 十 町 議 会 会 議 録

令 和 5 年 9 月 1 3 日（水曜日）

議 事 日 程（第1号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期決定の件
- 第3 諸般の報告
- 第4 行政報告
- 第5 報告第10号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）
- 第6 報告第11号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）
- 第7 報告第12号 健全化判断比率の報告について
- 第8 報告第13号 資金不足比率の報告について
- 第9 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度四万十町一般会計補正予算（第3号））
- 第10 議案第45号 四万十町文化的施設整備事業に係る施設規模の見直しを求めることについて住民の意思を問う住民投票条例について
- 第11 議案第46号 松葉川地区定住住宅団地造成工事請負契約の締結について
- 第12 議案第47号 損害賠償の額を定めることについて
- 第13 議案第48号 文化的施設新築工事（建築主体）請負契約の締結について
- 第14 議案第49号 文化的施設新築工事（機械設備）請負契約の締結について
- 第15 議案第50号 高知県広域食肉センター事務組合の解散について
- 第16 議案第51号 高知県広域食肉センター事務組合の解散に伴う事務承継について
- 第17 議案第52号 令和5年度四万十町一般会計補正予算（第4号）
- 第18 議案第53号 令和5年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第19 議案第54号 令和5年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算（第1号）
- 第20 議案第55号 令和5年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計補正予算（第1号）
- 第21 議案第56号 令和5年度四万十町大道へき地診療所特別会計補正予算（第1号）

- 第22 議案第57号 令和5年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 第23 議案第58号 令和5年度四万十町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第24 議案第59号 令和5年度四万十町特別養護老人ホーム窪川荘特別会計補正予算（第1号）
- 第25 議案第60号 令和5年度四万十町特別養護老人ホーム四万十荘特別会計補正予算（第1号）
- 第26 議案第61号 令和5年度四万十町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 第27 議案第62号 令和5年度四万十町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第28 議案第63号 令和5年度四万十町水道事業会計補正予算（第1号）
- 第29 認定第1号 令和4年度四万十町各会計歳入歳出決算の認定について
- 第30 請願・陳情

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第30まで

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

出席議員（16名）

1番	水間 淳一 君	2番	橋本 章央 君
3番	中野 正延 君	4番	林 健三 君
5番	堀本 伸一 君	6番	山本 大輔 君
7番	武田 秀義 君	8番	村井 眞菜 君
9番	緒方 正綱 君	10番	中屋 康 君
11番	田邊 哲夫 君	12番	伴ノ内 珠喜 君
13番	佐竹 将典 君	14番	古谷 幹夫 君
15番	下元 真之 君	16番	味元 和義 君

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

欠席議員（0名）

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

説明のため出席した者

町 長	中尾 博憲 君	副町長	森 武士 君
政 策 監	大元 学 君	会計管理者	細川 理香 君

総務課長兼選挙管理委員会事務局長	池 上 康 一 君	危機管理課長	西 岡 健 二 君
企 画 課 長	川 上 武 史 君	農林水産課長	佐 竹 雅 人 君
にぎわい創出課長	小 笹 義 博 君	税 務 課 長	戸 田 太 郎 君
町 民 課 長	今 西 浩 一 君	建 設 課 長	下 元 敏 博 君
健康福祉課長	国 澤 豪 人 君	高齢者支援課長	三 本 明 子 君
環境水道課長	小 嶋 二 夫 君	教 育 長	山 脇 光 章 君
教 育 次 長	浜 田 章 克 君	生涯学習課長	味 元 伸二郎 君
学校教育課長	長 森 伸 一 君	農業委員会事務局長	清 藤 真 希 君
農業委員会会長	太 田 祥 一 君	代表監査委員	田 邊 幹 男 君
総務課財政班長	片 岡 丈 明 君	大正・十和診療所事務長	吉 川 耕 司 君
特別養護老人ホーム事務長	三 宮 佳 子 君		

大正地域振興局

局長兼地域振興課長	北 村 耕 助 君	町民生活課長	林 和 利 君
-----------	-----------	--------	---------

十和地域振興局

局長兼地域振興課長	富 田 努 君	町民生活課長	畦 地 永 生 君
-----------	---------	--------	-----------

~~~~~

#### 事 務 局 職 員 出 席 者

|         |           |     |           |
|---------|-----------|-----|-----------|
| 事 務 局 長 | 岡 英 祐 君   | 次 長 | 正 岡 静 江 君 |
| 書 記     | 友 永 龍 二 君 |     |           |

~~~~~

午前 9 時30分 開会

○議長（味元和義君） 改めまして、皆様、おはようございます。

ただいまより令和 5 年第 3 回四万十町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第127条の規定により、8 番村井眞菜君及び15番下元真之君を指名します。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第 2、会期決定の件を議題とします。

このことについては、一昨日の 9 月11日に議会運営委員会で協議を願っておりますので、その結果の報告を求めます。

議会運営委員長水間淳一君。

○議会運営委員長（水間淳一君） おはようございます。それでは、先の 9 月11日に議会運営委員会において会期日程について協議を行いましたので、その結果をご報告します。

第 3 回定例会会期は本日 9 月13日から 9 月22日までの10日間とすることにしました。

なお、9 月15日は条例制定代表者による意見陳述、そして自由討議を予定しています。一般質問については 7 日目、9 月19日に 4 名、20日に 4 名、そして21日に 2 名の計10名となっております。また、最終日22日の令和 4 年度四万十町各会計歳入歳出決算の審査については、決算特別委員会の設置を予定しております。

以上です。

○議長（味元和義君） 委員長の会期報告が終わりました。

委員長の会期報告は本日の 9 月13日から 9 月22日までの10日間であります。

お諮りします。

令和 5 年第 3 回定例会の会期は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、令和 5 年第 3 回定例会の会期は本日から 9 月22日までの10日間とすることに決定しました。

会期中の会議予定等についてはお手元に配付のとおりであります。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第199条第4項並びに同条第2項の規定により定期監査、行政監査の報告及び同法第235条の2第3項の規定による例月出納検査報告があっております。

また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により、令和4年度における四万十町教育委員会の権限に属する事務、教育長に委任された事務、その他教育長の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検評価の報告があっております。事務局に保管しておりますので、適宜閲覧を願います。

地方自治法第243条の3第2項及び同法施行令第173条の2の規定により、公益財団法人四万十公社及び株式会社あぐり窪川の経営状況について報告がありましたので、その写しをお手元に配付しております。ご了承願います。

次に、会議規則第129条、議員の派遣の結果報告、議長が出席しました議長会等の件についてもお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

次に、常任委員会の所管事務調査等に関する報告を行います。

総務常任委員長、教育民生常任委員長、産業建設常任委員長から所管事務調査等に関する報告の申出があっております。

最初に総務常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長武田秀義君。

○総務常任委員長（武田秀義君） 皆さん、おはようございます。

6月定例会以降総務常任委員会の活動報告を行います。総務常任委員会では今回は4月から調査している四万十町に三つある集落活動センターの現状と課題について、調査研究をしてきました。4月14日に「仁井田のりん家」、6月以降、6月9日に家地川地区の「けやき」、7月14日に大正中津川地区の「こだま」を調査研究しました。

それぞれに課題はあり、「仁井田のりん家」においては7年間やってこられた中で、新型コロナウイルス感染症の影響もあるが、人的不足等において、経営がなかなか苦しいと。家地川地区の「けやき」においては同じように人的体制、それから経営内容、それぞれに課題があり、今後に大きな問題点があると調査した結果が出ております。また、「こだま」に関しては、集落活動センターの本来の意味である交流人口の活用などがうまく機能しており、集落活動センターの本来の目的がうまく機能していると思いました。

今後、この結果を踏まえ、各担当課からも今後の対策についての返事もいただいておりますので、明日の常任委員会において、それらの集約をして今後の対策等の協議をし、執行部に対しての提案ができるようであれば、していきたいと考えております。

あと、広報広聴常任委員会で地域の聞き取り調査を行った結果の中で総務常任委員会の所管に関する内容を集約して、協議しました。その結果、その内容を今後取りまとめ、執行部に対して提案できるものは提案していくという方向で考えております。

以上で総務常任委員会の報告を終わります。

○議長（味元和義君） これで総務常任委員長の報告を終わります。

次に、教育民生常任委員長の報告を求めます。

教育民生常任委員長林健三君。

○教育民生常任委員長（林健三君） 教育民生常任委員会の活動状況について報告します。

6月定例会でも報告しましたが、改めて今期の教育民生常任委員会の重点目標について報告します。今期は学校教育、社会教育の振興並びに社会福祉、老人福祉、児童福祉の二点を重点目標として委員会活動をしてきました。

6月5日、これまでの常任委員会での調査研究内容を踏まえ、先進地視察研修について委員会内で協議しました。

続いて、7月13日、文化施設整備事業の進捗について、大元政策監他からの説明を受け、質疑応答を行いました。また、6月から引き続き、先進地視察研修に向けて所管事務の課題などの検討を行いました。

続いて8月9日、去る5月20日に議員全員で行った地域聞き取り調査について、教育民生常任委員会の所管に係る部分について取りまとめを行い、そして、各課に重点調査内容については送信したところです。また、町内中学校の視察について検討を行いました。

以上が6月定例会以降の活動内容となります。今後も所管分野について調査研究を続けたいと思いますので、ご協力のほどよろしくお願いします。

以上、教育民生常任委員会の報告です。

○議長（味元和義君） これで教育民生常任委員長の報告を終わります。

次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長古谷幹夫君。

○産業建設常任委員長（古谷幹夫君） それでは、産業建設常任委員会の6月以降の活動

を報告します。

6月定例会においては、陳情案件3件を審査しました。継続1件と新規2件で、2件のうち1件については不採択という結論を出しております。

それから、7月13日、主題としては観光交流拠点施設整備基本計画に関すること、そして道の駅めぐり窪川の現状と課題を中心に協議しました。

観光交流拠点施設整備基本計画については、6月8日に協議しており、その際の基本設計に関する資料を基に委員のみで協議を行いました。そのときに出された主立った意見としては、「四万十町の観光振興をどうしていくのかという視点が重要である」、「めぐり窪川を魅力化し、情報発信力の強化を最優先すべきだ」、「直近の観光実態調査資料を確認する必要がある。そして地元の意見をしっかり聞き取ることが重要だ」等が出されており、限られた時間の中でしたので、この案件については引き続き、各自基本設計書を精読の上、課題整理をした上で担当課にただしていくことを確認しております。

二つ目の道の駅めぐり窪川の現状と課題については、所管課長から資料に基づき第25回定期総代会資料、また、ホテルの温泉事業における指定管理料算定の基礎根拠資料なりと、計画をされておる指定管理者選定スケジュール等について現状と課題の報告を受けた後、質疑を行っております。

確認できたことは、道の駅全体として非常にキャッシュフローが厳しい状況に陥っているということ。全体的な経常損益で見ますと216万3,912円の損失、そしてホテルの温泉事業部の部門収支においては、営業部門を計算する前の段階で308万1,849円の経常損失を確認しております。

それを受けて委員からの意見としては、指定管理の見通しについて、また、温泉部門の切離し議論における主な要因について、そして観光拠点施設の効果をどう考えているのかといった意見のやり取りをしております。

そのほかの点では視察研修先などの協議、そして聞き取り調査の取りまとめ等をして、後日、所管課に文書で通知して、回答をいただくことで進めてきました。

次に、8月17日の常任委員会においては、四万十町森林組合大正集成材工場の現状についてと、森林環境譲与税の現状と課題、そして、人・農地プランについてを中心に午前中と若干午後に入って協議もしました。大正集成材工場の現状については、担当課長より資料説明を受けてから協議したわけですが、集成材工場の閉鎖に関して担当課長からは、森林組合から、この時点では正式な報告を受けてない状況にあるということ、ただ、

部門収益、令和4年度の集成材工場の事業利益段階で3,245万4,000円の欠損計上になっておると確認した後、質疑等を行い、主立った意見を紹介すると、「閉鎖に関し、町はどういうスタンスで臨むのか」、「展示場はその機能を十分果たしてきたのかについては大いに疑問が残る」、「販売促進等についての現状把握は十分であったと言えるのか」といった、非常に手厳しいとも言える投げかけを委員から出されました。

特に森林組合全体としては黒字決算が報告されておるわけですが、それでも、「赤字部門であるといって切り捨てるという判断はいかがなものか」という疑問的な意見も出ております。

それから、二つ目の森林環境譲与税についても担当課から説明を受けました。

主立った意見としては高知県独自の森林環境税との関連について、皆伐後の再造林対応への取組、そして一つは、総合的な森林ビジョンづくりが必要でないかという投げかけも委員から出ております。それと、事業体が8事業体ほどあると確認しておりますけれども、その事業体と森林組合との関係について、うまく調整ができていっておるのかといった疑問も出ております。

それから、人・農地プランについては当日、午後3時から、農業委員会役員との交流を控えていたので、これに合わせて、人・農地プランの実質化に関わる資料を基に委員同士で予備知識といたしますか、勉強した上で、3時からの意見交換会に臨みました。

農業委員会との意見交換会については二つのテーマ、地域計画策定に向けた取組について、そして、農業の現場、地域の実情を中心に非常に活発な意見交換ができて、非常に有意義な意見交換会であったと強く感じました。また、地域計画策定に関する座談会の進捗状況、農業の現場、地域の実情等に関して一定、共通認識を深めるとともに、今後も議会とも連携した取組が非常に重要であるという共通認識を確認できたと思っております。

以上、報告です。

○議長（味元和義君） これで常任委員会の所管事務調査等に関する報告を終わります。

以上で諸般の報告を終わります。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第4、行政報告を行います。

町長より行政報告を行いたい旨の申出がっております。これを許可します。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 改めて、おはようございます。議長の許可をいただきましたの

で、行政報告を申し上げます。

本日、議員の皆様のご出席を賜り、令和5年第3回定例会が開催されますことを厚く御礼を申し上げます。開会に当たって、先の6月定例会以降の主要な行政運営等に関して、ご報告します。

まず、直接請求による住民投票条例についてです。

7月24日に四万十町文化的施設整備事業に係る施設規模の見直しを求めることについて、住民の意思を問うための住民投票条例の制定の請求を行うため、条例制定請求代表者証明書の交付申請が提出されました。

町選挙管理委員会において、直接請求代表者は選挙人名簿に登録されていることなどを確認したので、7月28日に条例制定請求代表者証明書を交付し、同日から条例制定請求代表者による署名収集が行われたところです。

8月4日に選挙管理委員会へ署名簿が提出され、選挙管理委員会が8月5日から8月21日まで審査し、8月20日から28日までの7日間、縦覧を行い、その縦覧期間中に異議の申出がありませんでしたので、8月29日に有効署名総数782名と確定して、その旨記載した署名簿を直接請求代表者へ返付しております。

8月30日には条例制定請求代表者から署名簿及び証明書を添えて条例制定請求書の提出がありましたので、地方自治法第74条第3項の規定により、議案第45号として条例案並びに私の意見を付して、今議会へ付議しております。

続いて、文化的施設整備事業についてご報告します。

文化的施設整備事業については、昨年12月定例会において、施設本体の建築工事費等を含む令和6年度までの総事業費（継続費の増額補正）について議決をいただいたことから、令和6年度中の開館を目指して整備を進めています。

施設本体の実施設計については、昨年10月に一旦完了しておりましたが、入札を実施するに当たり、実施設計後における資材価格の高騰等を反映する必要があることから、本年5月より積算単価の更正等を行ってきたところです。その作業も6月末に完了し、最新の積算単価による設計金額が確定しました。その結果、昨年10月時点での設計金額と比較した場合、一定の価格高騰は見られたものの、想定範囲内であったことから、昨年10月の実施設計を基に資材価格の高騰等を見込んで計上した継続費予算の範囲内での設計金額となっております。

また、建設予定地に係る民有地の取得については、土地収用法に基づく事業の認定を受

けるため、高知県知事に対して本年4月に認定申請を行い、6月下旬に認定となりました。この認定をもって所轄税務署に対し、譲渡所得等の課税の特例に関する事前協議の申入れを行ったところ、7月に協議が完了しております。この事前協議の結果を受けまして、2名の地権者に対し、土地売買の申入れを行ったところ、それぞれご承諾をいただいたことから、土地売買に係る契約を締結し、建設用地の確保に至っております。

これを受けて、7月24日付で施設本体の建築工事に係る入札公告を行い、8月24日に入札を実施しました。その結果、施設本体の建築工事のうち建築主体及び機械設備工事については落札者が決定し、今議会に工事請負契約の締結議案を提案していますが、電気設備工事については、参加者全てが最低制限価格を下回ったことから失格となり、不落となりました。このため、電気設備工事については、不落となった原因の究明等を行った上で、再度の入札を行うこととしており、早急に準備を進めています。

また、7月25日から実施している文化的施設の愛称募集については、9月10日現在で全国から約500件の応募をいただいております。応募期間は9月22日までとしておりますので、まだ応募されてない町民の皆様方におかれましては、是非ともすてきな愛称をご応募いただくようお願いします。

続いて、農業畜産関係大型事業の完成、稼働についてご報告します。

令和4年度に国の事業採択を受けて、JA高知県が事業主体となり、総事業費6億4,978万円をかけて整備してきました、強い農業づくり総合支援事業によりますニラの集出荷施設については、令和5年7月に全ての工事が完了し、去る8月4日に神事並びに竣工式が執り行われ、現在は本格的な稼働を迎えております。

これによって、四万十管内の生産者約70戸、22.5haと幡多管内の黒潮町、四万十市、宿毛市の生産者約30戸、13haの受皿として、計量、結束、包装作業を一貫して行うことで年間約2,400トンの取扱いが可能となり、集出荷作業並びに販売流通経路の効率化が図られることから、今後、より一層ニラ産地の振興のために農家所得の向上及び経営の安定化を目指し、取り組んでまいります。

次に、畜産競争力強化整備事業についてですが、この事業は四万十ポークブランド推進協議会が事業主体となり、志和地区の有限会社渡辺畜産へ養豚畜舎を整備したものです。

令和2年度から県の大規模畜産施設整備事業の活用により土地造成工事に着手し、令和4年度からは本体工事である繁殖豚舎、分娩豚舎、離乳舎などの施設整備を進め、総事業費6億5,794万円をかけて本年7月に全ての工事が完了しております。

これによって、令和9年度最終目標とする年間出荷頭数は9,082頭となり、令和2年度ベースで約3,400頭、率にして60%の増加を見込んでおります。県下有数の畜産業の町として今後も生産基盤の強化、四万十ポークなどの地域ブランドの確立を目指し、必要な支援策に取り組んでまいります。

続いて、第2期四万十町立小中学校適正配置計画に基づく学校統合等の状況についてご報告します。

小学校の統合については、統合時期を令和4年6月から令和7年4月以降に運用方針を見直して、これまで各地区で説明会や協議を進めてきたところです。その中で興津小学校については、これまでの協議の結果、興津地区の皆様には保護者の意向を尊重していただき、来年4月に東又小学校へ統合することとしております。両校においては、スムーズな統合に向けての準備と、児童が統合後の環境変化に対応できる体制等の整備に努めております。また、興津小学校及び同地区では閉校記念事業実行委員会を組織し、3月下旬の閉校式等に向けて準備を進めております。

続いて、十和地域については、計画どおり昭和小学校を十川小学校へ統合する方向で、保護者の皆様を中心に意見交換や協議を進めてきました。この度、昨年度末に実施した保護者アンケートにおいて「おおむね賛成」が7割を超える結果と、両校区でさらに深めていただいた協議から、令和7年4月の統合に向けて進めることが確認されましたので、このことを受けて、昭和地区の保育所及び小学校の保護者の同意を得たところです。

今後は地域の皆様にご理解とご協力が得られるよう説明を行い、小学校及び中学校がそれぞれ1校となる十和地域の魅力ある教育環境の充実に向けて、協議をさらに進めていく予定です。

一方で、北ノ川小学校区では「北ノ川小学校の存続を求める嘆願書」が602筆の署名を添えて同PTAから、また、同校区の区長の連名で「北ノ川小学校統合計画に関する意見・要望書」が提出されております。これらの意見も踏まえて、学校や地域の状況を考慮しながら、子どもたちのより良い教育環境の充実に目指し、保護者や地域との意見交換や協議を進めていきたいと考えております。

今後も小学校の統合に関しては、子どもたちのより良い教育環境の充実に目指すとともに、地域と共にある小学校の特質を踏まえながら保護者等の同意や地域の理解を得て進めていくこととしております。

続いて、7月14日に公表した職員の懲戒処分等について、ご報告します。

本事案は四万十町民生委員・児童委員の委嘱、解嘱に必要な事務処理を約半年間怠ったことによって、公務員の信用を失墜させるとともに、町民の皆様にご迷惑をおかけした不祥事であり、心からおわびを申し上げます。

担当職員は、昨年12月、四万十町民生委員・児童委員候補者の推薦を県に進達していましたが、その後、県から書類不備の指摘を受けたにもかかわらず、関係書類を整えないまま約半年間放置しておりました。また、12月の県への進達手続に当たり、四万十町民生委員推薦会委員長の決裁を受けずに書類を作成した事実も判明しました。

今回の不祥事は、民生委員の活動に必要な委嘱状及び民生委員証が手元に届かないことを不審に思った民生委員からのご指摘を受けて、町の内部調査により発覚したものです。このため、同日付で健康福祉課の職員を停職3か月の懲戒処分とするとともに、当時の同課課長を嚴重注意処分としました。

なお、健康福祉課については、関係者との早期の信頼回復に取り組むため、処分と同日に係長職の兼務発令を行うとともに、当該職員の停職に伴う事務事業の遅延等を防止する観点から9月1日付の人事異動も行ったところです。

今回の事案に関しては、町民の皆様の信用を損なうものとして厳粛に受け止め、職務の内外を問わず、公務員としての自覚を促すとともに、より一層綱紀保持と服務規律の徹底を図り、町民の皆様の信頼回復に取り組んでまいります。町民の皆様に対し、重ねて深くおわび申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。

以上、行政報告とします。議員の皆様並びに町民の皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

○議長（味元和義君） これで町長の行政報告を終わります。

これより議案を順次提案します。日程第5、報告第10号から日程第6、報告第11号までの報告後、日程第7、報告第12号及び日程第8、報告第13号を一括報告。次に、日程第9、承認第3号の承認について、審議・採決を行います。日程第10、議案第45号から日程第28、議案第63号までの19議案及び日程第29、認定第1号については提案理由の説明のみとし、質疑・討論・採決は後日を予定しております。

最後に日程第30、請願・陳情を所管の常任委員会に付託を予定しております。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第5、報告第10号専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）を議題とします。

提出者の報告を求めます。

町長中尾博憲君。

〔発言する者あり〕

○議長（味元和義君） 町長より訂正の旨が出ておりますので、これを許可します。

○町長（中尾博憲君） 専決処分の報告の前に、先ほど行政報告で申し上げた第2期四十町立小中学校適正配置計画の統合時期を令和6年4月と申し上げたつもりでしたが、令和4年6月と申し上げたようですので、訂正したいと思います。

○議長（味元和義君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 報告第10号専決処分の報告について、ご説明します。

本件については、町道で発生した自動車物損事故の損害について、国家賠償法第2条第1項に基づく損害賠償の額を定めたものです。

事故の概要としては、令和5年5月8日の午前7時30分頃、町道大道日吉東線において落石が発生し、走行中の自動車のフロントガラスを損傷させたもので、令和5年6月19日に、その修理費用として23万725円の損害賠償金を支払う旨の示談が成立し、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第2項の規定によりご報告します。

○議長（味元和義君） これで提出者の報告を終わります。

11番田邊哲夫君。

○11番（田邊哲夫君） 報告第10号について、お伺いします。この町道大道日吉線については、ほかの町道から比べて落石事故が多いと感じています。今回こういう事故があり、被害者の方にはご迷惑をかけたと思います。町道はキロ数で全町的には広いわけですが、特にこの路線、私も通るわけですが、丘を刻む大変急峻、絶壁のある町道路線です。

そういう中で事故が度々起きるということで、去年か、おとし、大きな災害があったわけですが、こういう事故が多発している町道について、こういう事故があつて、町としてこの路線、どう今後、対応していくのか。今後のこの町道に対する危険箇所に対する取組、どうするのか。毎日ここを通られる方は危険を感じながら往復しなきゃならんのは非常に申し訳ないと思うわけですが、その点について町長の考え方を聞きたい。

○議長（味元和義君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 正に危険な道路だと私も先だって被害者のところにお見舞いに行ったときに感じました。そこでお聞きしたのは、やはり、まだまだほかにも危険箇所があ

るというご報告がありましたので、担当職員と同行したときに担当職員には、今後そういった区長の皆さん方とか、通行される皆さん方との情報を取りながら危険箇所の特定をして、できる限りの維持、修繕をしていこうという指示はしたところです。

ただ、現状については担当の地域振興局からのご報告もあると思いますけども、私からそういった指示で、非常に危険で狭い道路ですので、正に議員ご指摘のとおりですので、できる限り防護策は講じていきたいと考えております。

○議長（味元和義君） 十和地域振興局長 富田努君。

○十和地域振興局長（富田努君） まず、この現場について、この後すぐに現場をまず確認して、注意喚起の看板は設置したところです。それから、6月定例会で補正予算を計上して、測量設計を行い、工事は来年度の当初予算の要求になろうかと思います。

この現場の対策は図っていく予定をしておりますが、実は大道日吉線、これ以外にも危険箇所、言われるとおり何か所もあります。特に今、気になっている箇所がほかに2か所ぐらいあって、この前の事故の後に同じように現場の対策等も行ったところです。併せて、ほかの路線についても非常に危険な箇所、何か所もありますので、先ほど町長も言われましたけど、区長の意見なども聞きながら危険箇所については随時対策を図っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第6、報告第11号専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）を議題とします。

提出者の報告を求めます。

町長 中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 報告第11号専決処分の報告について、ご説明します。

本件については、町道で発生した自動車物損事故の損害について、国家賠償法第2条第1項に基づく損害賠償の額を定めたものです。

事故の概要としては、令和5年5月8日の午前8時20分頃、町道大道日吉線において落石が発生し、停車していた自動車を破損させたもので、令和5年8月18日に、その損害賠

償金として19万920円を支払う旨の示談が成立し、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により、ご報告します。

○議長（味元和義君） これで提出者の報告を終わります。

11番田邊哲夫君。

○11番（田邊哲夫君） 続いて第11号ですが、同じ路線で同じ日にちに事故が重なったということですね。気象状況が記憶にありませんが。

お聞きしたいのは補償額の中で車両時価の件をお伺いしてみたいわけですが、当然保険会社が査定した上ということは分かります。しかし、たまたまこの被害者の所有する車は社会福祉法人の車ですので、何ら異議がなかったと思うわけですが。例えば私の車で、この事故を起こしたときに保険会社が9万5,000円で決まりましたのでという、私は承服しかねるかなと思う。保険会社ですので、そういう査定はされるんでしょう。しかし今、新車も中古車も代替え車を買おうとしたら、なかなかすぐには手に入らんことが想定されます。9万5,000円でオーケーよという社会福祉法人じゃと思うのですが、町として考え方、すぐに車を、廃車ですので買い換ええないかですわね。すぐに手に入らん場合もあるわけですね。そういうときに保険会社が9万5,000円でした、了解してくださいという考えになるかどうか、この件はこの件で了解したがでしようが、今後あり得ることですので、個人等が損害を受けたときに廃車になった、保険会社が9万5,000円でした、それでオーケーしてくださいとなるのかどうか、その点、参考のためにお聞かせ願いたい。

○議長（味元和義君） 十和地域振興局長富田努君。

○十和地域振興局長（富田努君） まず前段で、そのときの状況、なぜ事故が起きたのかを触れられておりましたが、今回事故が起きた原因ですが、事故当日5月8日は特に雨は降っておりませんでした、前々日から前日にかけて降った雨の影響があったかと思えます。ただ、その間も雨量は実は大したことがなくて、2日間の総雨量足しても77mm、最大時間雨量を見ても8mm降った時間帯が1時間程度でした。こういったことから雨が引き金にはなったものの、それまで長い年月かけて経年劣化してきたというか、風化してきたといったことが事故の起きた原因ではないかと考えています。

それから、二つ目のご質問、9万5,000円で車を買えるのかといった問題かと思えます。まず事故後、相手方、車ないと困りますので、今回、金額の中にも含まれていますが、レンタカー代金も含まれています。社会福祉協議会も1か月はレンタカーを借りて対

応しました。

その後、協議の中で9万5,000円という額が出てきたわけですけど、説明資料の中にも少し触れています。少し分かりにくいと思いますが、今回の賠償金は相手方が車に掛けている保険会社に対して、町が路線契約上契約している保険会社から賠償金をお支払すると。相手が掛けている保険会社に対して町の保険会社から直接賠償金をお支払するという流れになります。町の予算を通さない流れになります。

そこには細かなやり取りとか内訳も存在するわけですけど、大まかに言うと、相手方が別に保険を掛けていますので、そちらが大きくて、賠償金はその一部に充てるという考え方になります。結果的に社会福祉協議会が車両購入に使える予算は9万5,000円ではなくて、40万円程度あるということで、これぐらいあれば事故前に使用していた車両と同等の車を買えるのではないかと協議して、9万5,000円で内諾をいただいた結果になります。

以上です。

○議長（味元和義君） 11番田邊哲夫君。

○11番（田邊哲夫君） 答弁いただきました。分かりました。

ただ一点、非常に保険関係は無知で申し訳ないですが、町の過失が10割ですね。ということは福祉法人が保険を掛けていても、10割であれば保険会社は、何ぼ掛けていても、町が10割の責任がある場合に、保険会社が掛けちゅうけん出しちゃらやということで、それ相当の、今言うたように40万円近くの金を、福祉法人の掛けていた保険から出たという認識の答弁じゃったと思うのですが、それで了解なのかどうなのか。

○議長（味元和義君） 十和地域振興局長富田努君。

○十和地域振興局長（富田努君） 言われるとおりです。社会福祉協議会が掛けている保険から40万円支払われる。それに対して町は9万5,000円を一部として出すといった流れになります。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第7、報告第12号健全化判断比率の報告について、日程第8、報告第13号資金不足比率の報告について、以上、報告第12号及び報告第13号の2議案を一括議題とします。

提出者の報告を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 報告第12号健全化判断比率の報告について、並びに報告第13号資金不足比率の報告について、ご説明します。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和4年度決算に基づく健全化判断比率並びに資金不足比率について監査委員の意見を付して、ご報告するものです。

本年度に算定した令和4年度決算に基づく健全化判断比率について、一般会計等における実質赤字比率及び全会計等の連結実質赤字比率については赤字がなく、比率は算定されておられません。また、公債費及び公債費に準じた経費の比重を示す実質公債費比率は6.0%、地方債残高のほか一般会計等が将来負担すべき実質的な負債を捉えた将来負担比率は実質的な将来負担額がないため算定されておらず、いずれも早期健全化基準を下回った結果となっております。

また、公営企業会計の資金不足比率についても対象となる三つの会計において、いずれも資金不足はなく、該当はありませんでした。

主要な指標の一つである実質公債費比率については過去3か年の平均を用いて算定されますが、令和4年度の単年度比率は普通交付税や臨時財政対策債発行可能額が減少したことに伴い標準財政規模が減少したことにより、6.2%となり、3か年平均では前年度から0.1ポイント減少し、6.0%となっております。なお、現時点では適正な水準にあると言えますが、今後も引き続き、町債残高の推移や公債費の動向等に注視しながら比率の抑制に努めていく必要があると考えております。

また、同じく主要な指標の一つである将来負担比率については、公営企業債等繰入れ見込額が増加したことによって将来負担額が増加となりましたが、ふるさと納税を原資としたふるさと支援基金などの充当可能基金も増加となり、将来負担額から控除すべき充当可能財源等が将来負担額を上回る結果となりました。このため、実質的な将来負担額が算定されず、比率も算定されておられません。

以上、ご説明したとおり、本町における健全化判断比率及び資金不足比率はいずれも早期健全化基準を下回っており、現時点では適正な水準にあるものと判断しております。

なお、今回の算定結果については、本議会での報告後、国・県の報告と併せて、町の広報紙やホームページを通じて町民の皆様へ公表する予定です。

以上です。

○議長（味元和義君） これで提出者の報告を終わります。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第9、承認第3号専決処分の承認を求めることについて（令和5年度四万十町一般会計補正予算（第3号））を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 承認第3号、専決処分の承認を求めることについて、提案理由のご説明をします。

本議案は特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年7月14日付で専決処分に付した令和5年度四万十町一般会計補正予算（第3号）について、同条第3項の規定によりご報告いたしますとともに、議会の承認を求めるものです。

今回、専決処分に付した令和5年度四万十町一般会計補正予算（第3号）ですが、選挙費については、議員辞職に伴う参議院徳島県及び高知県選挙区選出議員補欠選挙が令和5年10月22日に執行されることに伴い、県内市町村で合同で発注している啓発物品等、早急な対応が必要となったものです。

また、先の5月臨時会で議決をいただいた低所得の子育て世帯に対する特別給付金については、6月にプッシュ型の積極支給を行った後、本年度の新たな課税情報に基づく追加の支給対象者を抽出した結果、既決予算額に不足が生じることが判明しました。このため、速やかな給付を行う予算措置を講じ、前段の選挙費と合わせて、歳入歳出それぞれ500万円の追加計上となったものです。

それでは、歳出の予算の内容についてご説明します。

まず、2款総務費ですが、主な内容としては、啓発物品等の消耗品費で24万2,000円を計上したほか、投票入場券の印刷製本費として11万5,000円やポスター掲示板作成業務委託料200万2,000円など、合わせまして300万円を計上しております。

次に、3款民生費では低所得の子育て世帯生活支援特別給付金200万円を追加計上しております。また、これを賄う歳入としては、第1表の歳入に記載のとおり、国庫支出金200万円及び県支出金300万円をそれぞれ追加計上しております。

以上の結果、今回の補正額は第1表歳入歳出予算補正に記載のとおり、歳入歳出それぞ

れ500万円の追加補正となり、これによる累計予算額は歳入歳出それぞれ210億3,700万円となっております。

ご承認賜りますよう、よろしくお願いします。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより承認第3号について討論を行います。

討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

会議の途中ですが、ただいまより休憩をします。

午前10時25分 休憩

午前10時40分 再開

○議長（味元和義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより承認第3号専決処分の承認を求めることについて（令和5年度四万十町一般会計補正予算（第3号））を採決します。

この表決は起立により行います。

承認第3号を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、承認第3号専決処分の承認を求めることについて、これを承認することは可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第10、議案第45号四万十町文化的施設整備事業に係る施設規模の見直しを求めることについて住民の意思を問う住民投票条例についてを議題とします。

本件は、地方自治法第74条第3項の規定により町長が意見を付議することになっております。

提案理由の説明と併せて町長の意見を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第45号四万十町文化的施設整備事業に係る施設規模の見直しを求めることについて住民の意思を問う住民投票条例について、提案理由のご説明をします。

本条例は、地方自治法第74条第1項の規定に基づき、法定数を上回る連署をもって四万十町文化的施設整備事業に係る施設規模の見直しを求めることについて住民の意思を問う住民投票条例の条例制定の請求があり、これを受理したので、同条第3項の規定により、意見を付して議会に付議するものです。

まず、条例案についてご説明します。

第1条は、条例の目的として、四万十町文化的施設整備事業に係る施設規模の見直しを求めることについて町民の意思を明らかにし、町政の民主的かつ健全な運営を図るとしており、そのために、第2条第1項で住民投票を行うことと規定しております。同条第2項では、この条例の解釈及び運用は町民の意思表示の自由を保障するとともに、町民の意思形成の機会拡大に資するように行わなければならないとしております。

第4条では住民投票の期日は条例施行の日から起算して90日以内に施行すると。第5条では投票資格者は投票日に年齢満18歳以上となる日本国民で、告示の日の前日において住民票が作成された日から3か月以上本町の住民基本台帳に記録されている者としております。

第6条は投票の方法について規定しております。第1項では秘密投票で1人1票とすることを規定し、第2項では、第8条で規定する投票用紙の「施設規模の見直しを求める」「施設規模の見直しを求めない」の二つの選択肢から一つを選択し、所定の欄に自ら丸の記号を記載するものとしております。また、心身の故障、その他の事由により自ら記載することができない者は代理投票を行うこととしております。

第13条では住民投票の投票及び開票に関しては公職選挙法等に準じて行うこと。第14条では投票結果の告示について、第15条、町議会及び町長は住民投票の結果を尊重しなければならないことを規定しております。

第16条ではこの条例で定めるもののほか必要な事項は規則で定めることとしており、附則として、この条例は公布の日から施行すること、また、条例は住民投票実施の日の翌日から起算して90日を経過した日に効力を失うこととしております。

ここまでは条例案に対するご説明でしたが、ここからは本議案に付議することとされている意見書についてご説明します。

なお、意見書の詳細については議案書に添付のとおりですが、議案説明資料におつけしている意見書別紙と併せて、意見の概要を述べます。

今回の直接請求において論点とされている施設規模は、複合施設として整備を進めてきた文化的施設の根幹に関わる重要な部分だと認識しております。文化的施設については、15名の外部委員で構成された検討委員会での議論の下、基本構想や基本計画を策定し、その中で本施設を図書館、美術館、展示、コミュニティの四つの機能を備えた複合施設とすることや、これに必要な施設規模についても、基本計画の検討段階からさまざまな基準や根拠を基に協議を重ねてきたものです。さらに、設計段階においても、できる限りの精査、縮小に努めながら、必要最低限の施設規模として進めてきました。

このような中、基本設計完了後に建設反対の嘆願書や事業の一時休止を求める請願書が提出される一方、施設に期待する意見も寄せられており、私としては、この施設が文化の振興やまちづくりの拠点として、また、このまちの未来にとって欠かすことができない施設であるとの確信を持って、整備を進めてきたところです。

今回、直接請求のあった施設規模の見直しを求める住民投票条例ですけれども、既に表示されている計画等に対して疑義や異を唱えるのであれば、唱える側がそれを裏付けるだけの明確な理由と根拠、さらにはそれに代わる提案や見直すための具体的な方法を示す義務と責任があるものと考えます。

しかしながら、今回の施設規模の見直しを求めるに当たっては、その具体的な方法や見直しの案が示されていないまま住民投票の実施の可否だけが議論の中心とされていることや、今回の投票が事業の中止や施設規模の縮小といった明確な意思を確認するものではなく、施設規模の見直しという曖昧な表現で住民投票の実施を求めることについて疑問を感じざるを得ません。

加えて、議会での議決を経て施設本体の入札が行われ、施設の愛称募集まで行われているこの状況下、このタイミングにおいて条例が可決され、住民投票が行われることになれば町政に大きな混乱を招く恐れがあります。

さらに投票の結果、施設規模を見直すべきとなれば、単に設計を変更するだけにとどまらず、施設そのものの必要性や複合施設としての在り方など、基本構想の議論にまで立ち返ざるを得なくなり、結果として、この事業そのものを中止せざるを得なくなるものと考え

えております。

続いて、制定の請求がありました住民投票の条例案について、意見を申し上げます。

賛否を問う住民投票条例であるならば、投票資格者である有権者が判断に迷うことなく票を投じられるよう、また、その結果が解釈に迷うことなく正しく反映されるよう、判断基準などは明確であるべきだと考えます。

ここで明らかにしておくべき重要なポイントとして、今回の直接請求の要旨である施設規模の見直しとは具体的に何を意味するのかです。それが規模の縮小なのか、拡大なのか、あるいはその施設そのものが不要なのか。仮に規模縮小が前提だとしても何をどの程度縮小すべきなのか。それに伴う事業費の連動性や整合性もなく、何について町民の意思を明らかにしようとしているのか不明確と言わざるを得ません。規模の見直しといってもその捉え方や考え方はさまざまであり、これでは問われている内容が町民一人一人の解釈に委ねられることから、条例案で求められている町民の意思を明らかにすることや、投票の結果を尊重することはできないものと考えます。

また、仮に規模を見直すとなった場合、どこまで議論を遡り、誰がどのような手順で、どのような基準に基づき、どういった合意を得ながら見直していくのかといった方法についても全く示されておりません。

さらに住民投票の成立要件です。議会における議決やこれまでの経過等を踏まえ、あえて投票結果を尊重しようとするのであれば、有効となる投票率に関する規定が必要であると考えますが、条例案にはその旨が規定されておりません。具体的には議会制民主主義を補完し、民意を確実に反映させるためには最低でも過半数である50%を超える有効投票を住民投票における成立要件として定めるべきであるべきと考えます。

最後に財政負担に対する考え方を申し上げます。平成29年度から検討が始まったこの事業には、これまで6年以上の歳月と2億円以上の経費が投じられていますが、事業の中止となれば、これまでに投じてきた多くの時間と労力や費用が無駄になるほか、新たに損害賠償といった経費が発生する可能性もあります。さらにこの事業の大きな財源として見込んでいる合併特例債の発行期限が間近に迫っている中で事業の見直しを行うとなれば、合併特例債の活用が見込めなくなり、これによって特に美術館部門に対する財源の確保が困難になることも考えられます。

地方自治の根幹は住民自治の実現であり、そのための仕組みとして議会や住民による直接請求といった制度がある中で行政、私たちは今回の直接請求も含め、町民の皆様の声に

耳を傾け、その意思を尊重していくことは大変重要だと考えております。しかしながら、条例案の論点が明確でない上に、これまで十分な時間をかけて議論を重ねながら、町民の代表である議会において予算等が審議、可決され、本体工事の入札まで進んだこのタイミングにおいて住民投票は、やはり町政に大きな混乱を招くと同時に、さまざまな面において多大な損失につながりかねないと考えます。

以上のことから住民投票を実施することは意義を見だし難く、住民投票は実施すべきでないと考えております。議員の皆様や町民の皆様におかれましては、重大な判断や選択が迫られているものと受け止めており、特に議員の皆様におかれましては、仮に施設規模を見直すとなった後の具体的な道筋や影響等も踏まえた上で、慎重な判断と責任のある選択をお願いし、直接請求に基づく住民投票条例の制定に当たっての意見とします。

ご審議の上、適切なご決定を賜りますよう、よろしくお願いします。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由及び意見について、説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第45号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第45号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことに決定しました。

議案第45号四万十町文化的施設整備事業に係る施設規模の見直しを求めることについて住民の意思を問う住民投票条例については、地方自治法第74条第4項の規定により請求代表者に意見を述べる機会を与えることになっております。

お諮りします。

請求代表者に意見を述べる機会を与える日時、場所、意見を述べる人数については、お手元に配付のとおり、9月15日、午前9時30分から議場にて1名の意見陳述を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、請求代表者に意見を述べる機会を与える日時、場所、意見を述べる人数及び時間はお手元に配付のとおり決定しました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第11、議案第46号松葉川地区定住住宅団地造成工事請負契約の締結についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第46号松葉川地区定住住宅団地造成工事請負契約の締結について、提案理由のご説明をします。

米奥地区は、基盤整備事業の実施をきっかけに地域農業の将来について住民の意識が高まり、集落営農組織も誕生しています。その中で、後継者育成や移住定住者に対する住宅等の環境整備も必要であることから、農地の基盤整備事業の中で一部、非農用地の創出を図り、定住住宅6戸を建設するため、今年度、造成工事を実施することとしております。

事業内容としては、造成面積が2,688.61㎡で、側溝整備が255.4m、L型擁壁が288.8mとなっております。

工事の入札については、7月25日の四万十町建設工事指名業者選定審査会にて入札方法及び参加資格者の確認をし、地域密着型一般競争入札にて行うことに決定しました。

8月24日に2者による一般競争入札に付した結果、有限会社松葉建設が5,200万円をもって落札しました。

この落札価格に10%の消費税及び地方消費税520万円を加えた5,720万円をもって工事請負契約を締結するに当たり、四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものです。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、お願いします。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第46号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第46号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第12、議案第47号損害賠償の額を定めることについてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第47号損害賠償の額を定めることについて、提案理由のご説明をします。

本議案は、町道で発生いたしました自動車人身事故に対し、損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第96条第1項第13号の規定により議会の議決を求めるものです。

事故の概要としては、令和5年5月8日の午前8時20分頃、町道大道日吉線において落石が発生し、停車していた自動車の後部座席にいた相手方を負傷させたものです。

なお、損害賠償の額については82万6,295円で、内訳は治療関係費53万258円、装具代4万5,537円、慰謝料21万5,000円、入院諸雑費2万7,500円、診断書取得費用8,000円となります。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、お願いします。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第47号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うこととしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第47号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第13、議案第48号四万十町文化的施設新築工事（建築主体）請負契約の締結について、日程第14、議案第49号四万十町文化的施設新築工事（機械設備）請負契約の締結について、以上、議案第48号及び議案第49号の2議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第48号四万十町文化的施設新築工事（建築主体）請負契約の締結について、並びに議案第49号四万十町文化的施設新築工事（機械設備）請負契約の締結について、提案理由のご説明をします。

現在の町立図書館本館及び美術館については、旧法務局を改修して運営を行っております。

す。このため、施設の老朽化に加え、もともとが図書館、美術館として整備された施設でないことから専用の収蔵庫なども備えておらず、書籍や美術作品、歴史資料などの収蔵環境に多くの課題を抱えております。また、建物の面積も非常に狭く、収蔵スペースや閲覧スペースの確保、ユニバーサルデザインへの対応など、お客様の利用環境にも多くの課題を抱えています。

こうした状況を受けまして本町では、関係機関の代表者や子育て・教育関係者、図書館・美術館の利用者、町民の代表等で構成する四万十町文化的施設検討委員会を設置し、現在の図書館、美術館が抱える課題の解決はもとより、広く本町の文化行政の在り方について検討を重ねてきました。さらには、町民とのワークショップや意見公募手続等も経て、文化的施設の基本構想、基本設計や基本計画を策定したところです。

こうして策定した基本構想、基本計画を踏まえ、新たに図書館、美術館、展示、コミュニティの四つの機能を備えた四万十町文化的施設を整備します。文化的施設では現行施設が抱える多くの課題の解決と併せ、町民の学び合いや活動を支援するとともに、世代や分野を超えた多様な人々が集う場として、出会いや交流を促し、本町の文化の振興とまちづくりの推進を図ります。

文化的施設はアプローチ棟、メイン棟及び線路棟の三つで構成しており、アプローチ棟と線路棟については木造、メイン棟については鉄筋コンクリート造及び鉄骨造（一部鉄骨鉄筋コンクリート造）となっており、延べ床面積は1,996.71㎡となっております。

工事の入札については、6月2日及び7月13日に開催しました四万十町建設工事指名業者選定審査会にて入札方法及び参加資格者の確認をし、条件付の一般競争入札にて行うことに決定しました。

まず、議案第48号の建築主体工事ですが、8月24日に3者による条件付の一般競争入札に付した結果、大旺新洋・井原組・岡田建設特定建設工事共同企業体が12億2,950万円をもって落札しました。

この落札価格に10%の消費税及び地方消費税1億2,295万円を加えた13億5,240万円をもって工事請負契約を締結するものです。

続いて、議案第49号の機械設備工事ですが、同じく8月24日に2者による条件付の一般競争入札に付した結果、日化・横山特定建設工事共同企業体が1億4,800万円をもって落札しました。

この落札価格に10%の消費税及び地方消費税1,480万円を加えた1億6,280万円をもって

工事請負契約を締結するものです。

以上２件の計契約を締結することについて、四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第２条の規定により、議会の議決を求めるものです。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、お願いします。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第48号及び議案第49号の２議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第48号及び議案第49号の２議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第15、議案第50号高知県広域食肉センター事務組合の解散について、日程第16、議案第51号高知県広域食肉センター事務組合の解散に伴う事務承継について、以上、議案第50号及び議案第51号の２議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第50号高知県広域食肉センター事務組合の解散について、並びに議案第51号高知県広域食肉センター事務組合の解散に伴う事務承継について、提案理由のご説明をします。

まず、議案第50号高知県広域食肉センター事務組合の解散についてです。

この事務組合は、昭和53年11月30日に四万十町以東の28市町村により共同で、食肉センター施設の設置、管理及び運営に関する事務処理を目的として設立された事務組合であり、昭和55年に食肉センターが稼働を始めてから、長きにわたり、生産者と消費者を結ぶ拠点としての役割を果たしてきたところです。

しかし、施設の老朽化などから、本年度から新食肉センターの稼働開始及び旧食肉センター施設の解体工事完了により、設立目的が達成され、その役割を終えることとなるものです。

これらのことから、令和6年2月29日をもって事務組合を解散するため、関係する28市町村で協議を行うことについて、地方自治法第290条の規定により議決を求めるものです。

続いて、議案第51号高知県広域食肉センター事務組合の解散に伴う事務承継についてです。

高知県広域食肉センター事務組合の解散に伴う事務承継を行うため、関係28市町村で協議を行うことについて、同組合同規約第14条において準用する同組合同規約第13条の規定により、議会の議決を求めるものです。

なお協議の内容については、高知県広域食肉センター組合の事務は高知市が承継すること、組合の解散時における剰余金、未収金、未支出金、剰余、不足は高知市に配分し、または高知市が負担すること、この協議についての疑義・記載のない事項は関係市町村がその都度協議し、決定することになっております。

以上、2議案について、ご審議の上、ご決定賜りますよう、お願いします。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第50号及び議案第51号の2議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第50号及び議案第51号の2議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第17、議案第52号令和5年度四万十町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第52号令和5年度四万十町一般会計補正予算（第4号）について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、国の電力、ガス、食料品等価格高騰重点支援地方交付金を活用し、影響

を受けている方々への支援を実施するとともに、国・県の補助決定等に伴う事業内容の追加や見直しのほか、各施設の改修といった当初予算編成後に生じた重要かつ緊急性の高い事業などに伴う予算措置となっております。

それでは、歳出予算の主な内容について、順にご説明します。

まず、一般職員の人件費ですが、4月の人事異動に基づく会計間異動、昨年度末までの退職、本年度の採用及び休職の実績等を各費目に反映し、給料で3,163万5,000円の減額、職員手当及び共済費で1,175万4,000円の増額、合わせて1,988万1,000円の減額補正となっております。

また、各特別会計への繰出金についても人事異動に基づく会計間異動等について、それぞれ見直しを行っております。

続いて、歳出の予算科目順にご説明します。

まず、2款総務費ですが、財産管理費では、ふるさと納税の取扱いポータルサイトを増やすこととしており、これによる寄附金の増収見込みのほか、図書の購入に活用してほしいと頂いた寄附金について、後年度に活用するため積立てを行うなど、ふるさと支援基金積立金1億6,800万円を追加計上しております。

電算管理費では、令和4年度に策定した四万十町情報化推進計画に基づき、国のデジタル田園都市国家構想交付金を活用し、住民サービスの向上に取り組むよう、窓口支援システムを導入する費用など、自治体DX推進業務委託料1,175万4,000円を計上しております。

企画費では、ふるさと支援寄附金の増収見込みなどに伴い、返礼特産品代や返礼に係る事務費などのふるさと支援推進事業費5,909万9,000円を追加計上する一方、国及び県の交付金、補助金の交付決定に伴い、中間管理住宅改修事業費9,776万2,000円を減額しております。

選挙費では本年10月22日に執行の参議院徳島県及び高知県選挙区選出議員補欠選挙の執行経費2,300万円を計上するなど、総務費全体で1億9,592万4,000円の追加計上となっております。

次に、3款民生費です。令和4年度の実績により各費目で国・県への返還金を計上したほか、児童福祉総務費では工事単価の増や、安全点検の結果、早急に遊具の撤去、新設を実施する必要性が生じたため、保育施設危険遊具等改修事業費675万4,000円を追加計上するなど、民生費全体で4,622万9,000円の追加計上となっております。

次に、4款衛生費です。令和4年度の実績により、各費目で国・県への返還金を計上し

たほか、水道費ではエネルギー、食料品価格等の物価高騰の影響を受けている生活者・事業者への支援として、令和5年10月から令和6年2月検針分までの5か月間の水道基本料金を減免することによる減収見込み相当額や、システム改修費に対する繰出金4,500万円を追加計上するなど、衛生費全体で4,282万5,000円の追加計上となっております。

次に、6款農林水産業費です。農地費では工事単価や土砂量が増となったことにより、ため池しゅんせつ工事費で610万円を追加計上したほか、6月豪雨により被災した農地について、災害復旧事業の採択要件に該当しない箇所への補助金として単独災害復旧事業補助金500万円を追加計上するなど、農林水産業費全体で1,837万3,000円の追加計上となっております。

次に、7款商工費です。観光費では老朽化した松葉川温泉社員宿舎の解体工事にかかる設計費や旧都築邸のうまや解体撤去費用や、奥四万十地域の広域旅行支援への各市町負担金400万円を計上したほか、令和6年度に50周年を迎えるこいのぼり川渡し事業の設備改修費等への補助金500万円を計上するなど、商工費全体で1,292万6,000円の追加計上となっております。

次に、8款土木費です。道路新設改良費では国の交付金の決定や工事の進捗状況に伴い、2億3,438万9,000円を減額しております。住宅管理費では老朽化した公営住宅の建て替えを順次進めていますが、建て替えの対象となっている件数が多く、時間を要している状況です。そのため、自然災害が発生した場合に倒壊の危険性のある住宅について、町民の命を守る観点から住み替えを進めていくため、5世帯分の住居移転補償金25万円を計上しており、土木費全体では1億9,969万5,000円の減額補正となっております。

次に、9款消防費です。防災費では各事業費の精査を行うとともに、避難広場や避難タワーの環境整備を推進するための費用を計上するなど、消防費全体で1,521万円の追加計上となっております。

次に、10款教育費です。学校給食費では令和6年度の実施予定の窪川学校給食センター炊飯ライン入替え工事に係る設計委託料151万8,000円を計上したほか、十和学校給食センターの老朽化した厨房機器入替え工事など、施設整備等工事費661万1,000円を追加計上しております。B&G海洋センター管理費では工事単価の増や関連機器の見直しに伴い、トレーニング室空調整備工事587万9,000円を追加計上するなど、教育費全体で1,835万2,000円の追加計上となっております。

次に、11款災害復旧費です。6月豪雨による農地・農業用施設及び公共施設等の災害復

旧に係る経費を追加計上するなどの災害復旧費全体で5,300万円の追加計上となっております。

以上、歳出については、ただいまご説明したとおりですが、これを賄う歳入としては、第1表の歳入に記載のとおりとなっております。

町税の町民税では、個人町民税現年課税分において、当初見込んでいた給与所得が想定したよりも伸びず、700万円の減収見込みとなるなど、町税全体で600万円の減額補正となっております。

また、町税以外では内示決定等によります国・県支出金及び町債等の補正をはじめ、前年度からの繰越金2億6,570万3,000円を追加計上したほか、ふるさと支援寄附金の増収見込みなどに伴い、寄附金1億7,052万円を追加計上しております。

次に、7月に決定となった普通交付税ですが、決定額は62億8,657万円で、臨時財政対策債を含む実質的な普通交付税は63億2,277万円となり、前年度の最終決定額と比較して1億8,936万円、2.9%の減少となります。

林野水産行政費では、令和4年度に国税調査人口が置き換えられ、林業従業者数が減少したことに伴い、算定額が段階的に減少していくための減となったことや、臨時経済対策費による算定が終了したことが主な減少要因となっております。引き続き、交付税制度の動向等に注視しながら、なお一層の経費節減や事業費の精査等に努めます。

以上の結果、今回の補正額は歳入歳出それぞれ2億300万円の追加計上となり、累計予算額は歳入歳出それぞれ212億4,000万円となっております。

最後に地方債の補正ですが、第2表に記載のとおり、災害復旧事業費の増に伴う災害復旧事業債の変更や、事業内容の見直し等に伴う過疎対策事業債等の変更について、限度額の変更を行うものです。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いします。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第52号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第52号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第18、議案第53号令和5年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、日程第19、議案第54号令和5年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算（第1号）、日程第20、議案第55号令和5年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計補正予算（第1号）、日程第21、議案第56号令和5年度四万十町大道へき地診療所特別会計補正予算（第1号）、以上、議案第53号から議案第56号までの4議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第53号から議案第56号までの各特別会計予算案について、提案理由のご説明をします。

まず、議案第53号令和5年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてです。

今回の補正内容として、新型コロナウイルス感染症及び物価高騰の影響による税収見込額の減少のほか、定例的事項である職員の人事異動等に伴う会計間の人件費の調整、前年度決算に伴う繰越額等の確定などによる予算措置となっております。

まず、歳出では、職員の異動等により総務費で234万1,000円、基金積立金で2,000円、予備費で205万7,000円を減額しております。

次に、歳入では、本年4月からの出産育児一時金の支給額引上げに伴う財政支援である出産育児一時金臨時補助金として県支出金で5万円、また、税収の減少見込みを補填するため財政調整基金1,000万円を追加で計上するなど、繰入金で762万6,000円を計上したほか、繰越金で922万6,000円、諸収入で20万円をそれぞれ追加計上する一方、国民健康保険税で2,150万円、財産収入で2,000円をそれぞれ減額しております。

これにより、今回の補正は、第1表歳入歳出予算補正に記載のとおり、歳入歳出それぞれ440万円の減額補正となり、累計予算総額は22億7,670万円となっております。

なお、この補正予算案については、四万十町国民健康保険運営協議会から適当である旨の答申をいただいております。

続いて、議案第54号令和5年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算（第1号）についてです。

今回の補正内容として、歳出については、職員の異動等により人件費で224万3,000円を

減額する一方、医療事務職員派遣委託料224万円を計上するなど、総務費で55万7,000円を追加計上しております。また、医療費では医療用機器購入費32万円を計上するなど、75万5,000円を追加計上しております。

また、これを賄う歳入については、繰入金で450万円を減額する一方、県支出金で新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金を518万3,000円、諸収入で医療提供体制設備整備交付金42万9,000円をそれぞれ追加計上しております。

これにより今回の補正は第1表歳入歳出予算補正に記載のとおり、歳入歳出それぞれ160万円の追加補正となり、累計予算総額は4億1,620万円となっております。

また、地方債の補正については、第2表に記載のとおり限度額の変更を行っております。

続いて、議案第55号令和5年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計補正予算（第1号）についてです。

今回の補正内容として、歳出については、職員の異動等により人件費で790万6,000円、修繕料で70万円を増額する一方、非常勤医師に係る報償費等で15万4,000円を減額するなど、総務費で860万円を追加計上しております。

なお、これを賄う歳入については繰入金で747万1,000円、諸収入で医療提供体制設備整備交付金を42万9,000円、それぞれ追加計上しております。

これにより今回の補正は第1表歳入歳出予算補正に記載のとおり、歳入歳出それぞれ860万円の追加補正となり、累計予算総額は1億1,280万円となっております。

最後に、議案第56号令和5年度四万十町大道へき地診療所特別会計補正予算（第1号）についてです。

今回の補正内容として、歳出については、総務費で職員の人件費1万8,000円を減額する一方、工事請負費で6万3,000円を追加計上しております。また、医業費では医薬材料費5万7,000円、医療用備品購入費38万5,000円をそれぞれ追加計上しております。

なお、これを賄う歳入については、繰入金で11万5,000円、諸収入で医療提供体制設備整備交付金38万5,000円をそれぞれ追加計上しております。

これにより、今回の補正は第1表歳入歳出予算補正に記載のとおり、歳入歳出それぞれ50万円の追加補正となり、累計予算総額は910万円となっております。

以上、4件の補正予算について、ご審議の上ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第53号から議案第56号までの4議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第53号から議案第56号までの4議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第22、議案第57号令和5年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）、日程第23、議案第58号令和5年度四万十町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）、以上、議案第57号及び議案第58号の2議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第57号及び議案第58号の各特別会計補正予算案について、提案理由のご説明をします。

まず、議案第57号令和5年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）についてです。

今回の補正内容として、定例的事項であります職員の人事異動等に伴う人件費の調整、前年度決算に伴う繰越額等の確定などによる予算措置となっております。

まず、歳出では、総務費で1万5,000円、広域連合納付金で118万5,000円をそれぞれ減額しております。

次に、歳入では保険料で89万6,000円、繰入金で1万5,000円、繰越金で28万9,000円をそれぞれ減額しております。

これにより今回の補正は第1表歳入歳出予算補正記載のとおり、歳入歳出それぞれ120万円の減額補正となり、累計予算総額は3億4,780万円となっております。

続いて、議案第58号令和5年度四万十町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてです。

今回の補正内容として、歳出については、諸支出金において、令和4年度の介護給付費

及び地域支援事業費の実績に伴い、国・県及び社会保険診療報酬支払基金への償還金を計上し、総務費において職員の増加による人件費を追加計上しております。

なお、これを賄う歳入については、令和4年度からの繰越金を計上するなど、所要の予算措置を講じております。

これにより今回の補正は第1表歳入歳出予算補正に記載のとおり、歳入歳出それぞれ8,600万円の追加補正となり、累計予算総額は27億9,300万円となっております。

以上、2件の補正予算について、ご審議の上、ご決定賜りますよう、お願いします。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第57号及び議案第58号の2議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第57号及び議案第58号の2議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第24、議案第59号令和5年度四万十町特別養護老人ホーム窪川荘特別会計補正予算（第1号）、日程第25、議案第60号令和5年度四万十町特別養護老人ホーム四万十荘特別会計補正予算（第1号）、以上、議案第59号及び議案第60号の2議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第59号及び議案第60号の各特別会計補正予算案について、提案理由のご説明をします。

まず、議案第59号令和5年度四万十町特別養護老人ホーム窪川荘特別会計補正予算（第1号）についてです。

今回の補正内容として、歳出については、施設屋上の防水対策工事と医務室の改修を実施するため、工事費126万9,000円を計上するなど、総務費で128万7,000円、職員の異動等による人件費として、サービス事業費で591万3,000円をそれぞれ追加計上しております。

なお、これを賄う歳入については、一般会計からの繰入金で288万1,000円を減額する一方、基金からの繰入金で999万1,000円、令和4年度からの繰越金で9万円をそれぞれ追加計上しております。

これにより今回の補正は、第1表歳入歳出予算補正に記載のとおり、歳入歳出それぞれ720万円の追加補正となり、累計予算総額は3億7,140万円となっております。

続いて、議案第60号令和5年度四万十町特別養護老人ホーム四万十荘特別会計補正予算（第1号）についてです。

今回の補正内容として、歳出については、老朽化した空調設備の改修工事費を計上するなど、総務費で29万3,000円、職員の異動等による人件費として、サービス事業費で590万円、公債費で7,000円をそれぞれ追加計上しております。

なお、これを賄う歳入については令和4年度からの繰越金で1,000円を減額する一方、サービス収入で8万1,000円、一般会計からの繰入金で612万円をそれぞれ追加計上しております。

これにより今回の補正は第1表歳入歳出予算補正に記載のとおり、歳入歳出それぞれ620万円の追加補正となり、累計予算総額は2億7,420万円となっております。

以上2件の補正予算について、ご審議の上、ご決定賜りますよう、お願いします。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第59号及び議案第60号の2議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第59号及び議案第60号の2議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第26、議案第61号令和5年度四万十町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、日程第27、議案第62号令和5年度四万十町下水道事業特別会計補正予算（第1号）、日程第28、議案第63号令和5年度四万十町水道事業会計補正予算（第1号）、以上、議案第61号から議案第63号までの3議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第61号及び議案第62号の各特別会計補正予算案並びに議案第63号の水道事業会計補正予算案について、提案理由のご説明をします。

まず、議案第61号令和5年度四万十町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてです。

今回の補正内容として、歳出については、事業費において汚水中の不純物を除去するために必要な自動微細目スクリーンや、積算流量プリンターが老朽化により故障したため、修繕費として250万円を追加計上しております。

なお、これを賄う歳入については、繰入金で250万円を追加計上しております。これにより今回の補正は第1表歳入歳出予算補正に記載のとおり、歳入歳出それぞれ250万円の追加補正となり、累計予算総額は3,550万円となっております。

続いて、議案第62号令和5年度四万十町下水道事業特別会計補正予算（第1号）です。

今回の補正内容としては、歳出については、事業費においてマンホールポンプ場の異常発生時に通報を行う装置及び水位の測定必要な水位計の故障による修繕費として150万円を追加計上しております。

なお、これを賄う歳入については繰入金で150万円を追加計上しております。

これにより、今回の補正は第1表歳入歳出予算補正に記載のとおり、歳入歳出それぞれ150万円の追加補正となり、累計予算総額は6,080万円となっております。

続いて、議案第63号令和5年度四万十町水道事業会計補正予算（第1号）についてです。

今回の補正内容として、収益的収入の事業収益において、エネルギー、食料品価格等の物価高騰の影響を受けている生活者、事業者への支援として、令和5年10月から令和6年2月検針分までの5か月間の水道基本料金を減免することによる減収見込み相当額として、営業収益4,500万円を減額し、これに対する他会計補助金として営業外収益4,500万円を追加計上しております。これにより、事業収益の累計は補正前と同額の5億9,731万5,000円となっております。

次に、収益的支出の事業費用では、人事異動に伴う職員給与費の増により、営業費用811万3,000円を追加計上しております。これにより、事業費用は累計で5億8,561万4,000円となっております。

以上３件の補正予算について、ご審議の上、ご決定賜りますよう、お願いします。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第61号から議案第63号までの３議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第61号から議案第63号までの３議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第29、認定第１号令和４年度四万十町各会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 認定第１号令和４年度四万十町各会計歳入歳出決算の認定について、ご説明します。

令和４年度の各会計決算について、水道事業会計を除く11の会計を単純合算した決算総額は、歳入が263億696万円、歳出が253億8,466万円となり、前年度より歳入で10億2,814万円、3.8%、歳出で9億6,568万円、3.7%、それぞれ減少しております。

それでは、一般会計から順にご説明をします。

決算額は、歳入総額が196億6,665万円、歳出総額が188億9,172万円で、歳入歳出差引額は7億7,493万円となり、翌年度に繰り越すべき財源２億2,323万円を控除した実質収支額は5億5,170万円の黒字となっております。

また、実質収支額のうち２億7,600万円を歳計剰余金処分として財政調整基金へ積立てを行い、残額２億7,570万円が翌年度への繰越額となっております。

前年度と比較して、歳入では繰入金が増となったものの、国・県支出金や普通交付税が減となり、総額10億5,888万円、5.1%、歳出では補助費等が増となったものの、普通建設事業費や扶助費が減となり総額10億2,734万円、5.2%、それぞれ減少となっております。

また、町の預金に当たる積立基金残高は施設等整備基金や過疎地域持続的発展特別事業

基金の増により 3 億3,559万円増加し、町の借金に当たる町債残高は4,301万円の増加となっております。

次に、国民健康保険事業特別会計です。

決算額は歳入総額が22億7,461万円、歳出総額が22億5,538万円で、歳入歳出差引額は1,923万円の黒字となりましたが、前年度繰越金、県支出金等の返還金、一般会計からの法定外繰入金を加除した単年度実質収支は4,045万円の赤字となっております。また、前年度より歳入は5,805万円、2.5%、歳出は6,230万円、2.7%、それぞれ減少となっております。

次に、国民健康保険大正診療所特別会計です。

決算額は歳入総額が 5 億4,512万円、歳出総額が 5 億4,496万円で、歳入歳出差引総額は16万円となり、翌年度繰り越すべき財源は16万円となっております。

また、前年度より歳入は 1 億7,675万円、48%、歳出は 1 億7,659万円、47.9%の増加となっております。

次に、国民健康保険十和診療所特別会計です。

決算額は、歳入歳出ともに総額9,460万円となっており、前年度より歳入、歳出ともに263万円、2.9%の増加となっております。

次に、大道へき地診療所特別会計です。

決算額は、歳入歳出ともに総額815万円となっており、前年度より歳入、歳出ともに54万円、6.2%の減少となっております。

次に、後期高齢者医療事業特別会計です。

決算額は、歳入総額は 3 億3,725万円、歳出総額が 3 億3,604万円で、歳入歳出差引額は121万円の黒字となり、前年度より歳入は817万円、2.5%、歳出は1,077万円、3.3%、それぞれ増加となっております。

次に、介護保険事業特別会計です。

決算額は、歳入総額が26億9,738万円、歳出総額が25億7,071万円で、歳入歳出差引額は 1 億2,667万円の黒字となり、前年度より歳入は7,485万円、2.7%、歳出は4,211万円、1.6%、それぞれ減少となっております。

次に、特別養護老人ホーム窪川荘特別会計です。

決算額は、歳入総額が 3 億4,411万円、歳出総額が 3 億4,402万円で、歳入歳出差引額は 9 万円の黒字となり、前年度より歳入は 3 万円、歳出は 5 万円、それぞれ減少となっております。

ります。

次に、特別養護老人ホーム四万十荘特別会計です。

決算額は、歳入歳出ともに総額2億5,511万円となっており、前年度より歳入歳出ともに2,420万円、8.7%の減少となっております。

次に、農業集落排水事業特別会計です。

決算額は、歳入歳出ともに総額2,804万円となっており、前年度より歳入歳出ともに97万円、3.6%の増加となっております。

次に、下水道事業特別会計です。

決算額は、歳入歳出ともに総額5,590万円となっており、前年度より歳入歳出ともに10万円、0.2%の減少となっております。

最後に、水道事業会計です。

損益勘定では収益的収入決算額5億4,608万円、収益的支出決算額4億9,860万円で、純利益は税抜で4,748万円となっております。

また、資本勘定では、資本的収入決算額1億7,773万円、資本的支出決算額4億1,867万円、収入支出差引きで2億4,904万円の不足を生じることとなりましたので、その措置として、過年度分損益勘定留保資金等、所定の財源をもってこれを補填しております。

以上が一般会計及び各特別会計の決算概要となりますが、令和4年度においても健全財政の維持に努めながら、事業施策を力強く展開することにより、住んでみたい、住んで良かったと思っていただけるまちづくりを進めてきました。

その結果、住民生活の向上と地域経済の発展に一定の成果があったものと確信しており、これもひとえに議員の皆様方をはじめ、町民各位のご理解とご協力の賜物であり、深く感謝を申し上げる次第です。

今後も引き続き、行財政の効率化と健全財政を維持しつつ、本町が目指すまちづくりに向けて職員一丸となって取り組んでまいります。

なお、各会計の決算の詳細については、別冊でお配りしております歳入歳出決算書及び主要な施策の成果説明書をご参照いただきたいと存じます。

以上、地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の審査意見を付して関係書類を提出しておりますので、ご認定賜りますよう、よろしく申し上げます。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております認定第1号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、認定第1号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第30、請願・陳情を議題とします。

本日までに受理をしました請願・陳情は、お手元に配付しております陳情文書表のとおりです。会議規則第95条の規定により、所管の常任委員会に付託します。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

午前11時46分 散会